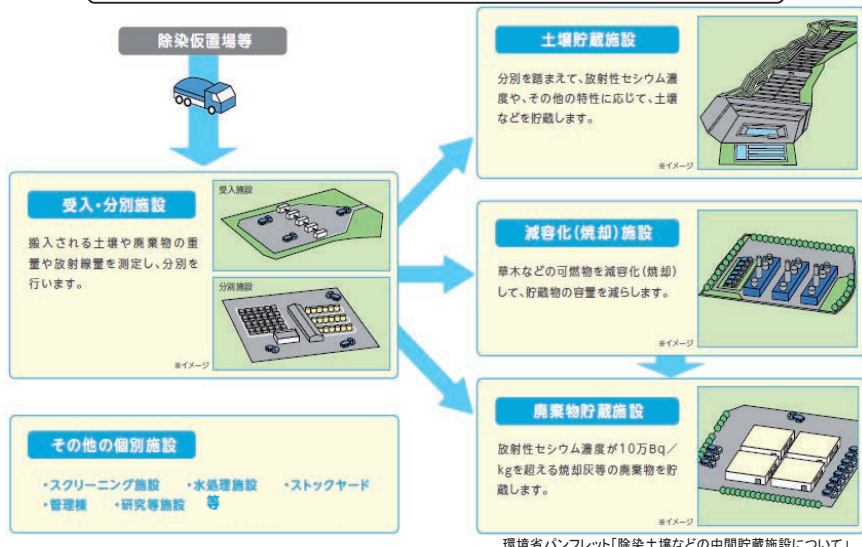


○中間貯蔵施設は、様々な機能を持つ施設で構成する予定



中間貯蔵施設の個別施設と処理フローのイメージです。

福島県内の仮置場等に保管されている除去土壌等が施設に運び込まれます。

受入分別施設では搬入される土壌や、廃棄物の重さ、あるいは放射線量を測定し、濃度別や可燃物と不燃物に分別します。

土壌については、土壌貯蔵施設に搬入します。草木等の可燃物については、減容化施設で焼却をして、貯蔵物の量を減らします。廃棄物貯蔵施設では10万ベクレルを超える焼却灰等を保管します。

そのほかに保管場(ストックヤード)、スクリーニング施設、水処理施設、管理棟、研究施設等から構成されます。

本資料への収録日：平成28年1月18日